

麻績村特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名	:	麻績村
事 業 名	:	麻績村特定環境保全公共下水道事業
策 定 日	:	平成 29 年 2 月
計 画 期 間	:	平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年(1999年)4月1日 (17年10か月)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	23.02人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(麻績処理区)		
処 理 場 数	1施設(麻績アクアセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	-		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金に単一型従量料金を組み合わせた二部料金制を採用している。(基本料金+(従量料金*使用水量)) 1使用月につき 基本料金(税込) 1,070円(H29.4から1,100円) 従量料金(税込) 1m ³ あたり135円(H29.4から138円) ※算出例(使用量20m ³) 1070円+(20m ³ *135円)=3770円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	単一型従量料金制を採用している。 一使用月につき 一時利用 1m ³ あたり 200円				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,770円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,986円
	平成26年度	3,770円		平成26年度	3,997円
	平成27年度	3,770円		平成27年度	3,921円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名
事業運営組織	振興課内に水道事業及び下水道事業を所管する上下水道室を置いている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、トラブル発生時の応急対応等の運転管理業務並びに汚泥脱水業務、汚泥運搬業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	-
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	-

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙1のとおり

2. 経営の基本方針

- ①施設の整備、管理体制の充実、技術の向上に取り組み、施設の耐震化、長寿命化を進め効率的な施設更新に取り組む。
- ②生活環境の改善等「見える化」にこだわった広報活動の展開により、下水道接続率の向上に努める。
- ③効率的かつ効果的な事業運営を推進するため、事務事業の見直しや適正な職員配置に努める。
- ④災害発生時における危機管理体制を強化し、施設の機能維持・早期復旧に努める。
- ⑤コスト削減を徹底するとともに、民間事業者を育成し緊急時の対応に備える。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ①平成29年度まで施設の耐震化を優先して行った後、脱水設備の更新を行い効率的な施設運用を図る。また平成30年度よりし尿投入施設の調査研究を進める。
- ②管渠については耐用年数期間内であるため更新はしない見込み。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ①下水道使用料：直近5年間に於ける人口並びに有収水量などから推計した。
- ②繰入金：起債元利償還額、高資本対策分、分流式下水道に要する経費分、基準外繰入となる赤字補てん分を計上。
- ③国庫補助金：平成29年度以降の建設改良費の財源として、補助対象事業費の1/2を見込んで計上。
- ④起債：補助対象事業費から補助金を控除した額を計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ①直近5年分の増減値より推計。
- ②起債元利償還金等は既往分の元利償還額を計上。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	-
投資の平準化に関する事項	-
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	-
その他の取組	処理能力に余裕があるので、し尿・浄化槽汚泥投入施設について研究を進める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成29年度に、以前見送っていた消費税分(5%から8%)の改定を行う。その後事業の健全な経営を確保する水準となるよう適宜検証を行っていく。
資産活用による収入増加の取組について	-
その他の取組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設維持管理に関しては特環・農集両事業について同業者に維持管理を依頼することで、効率的な管理や指示事項の徹底が図られている
職員給与費に関する事項	現状最小限人数で運営している。この状態を維持していく。
動力費に関する事項	-
薬品費に関する事項	-
修繕費に関する事項	施設の経年劣化に伴う維持費の増加が懸念される。計画的・定期的な点検整備に尽力する
委託費に関する事項	特環・農集両事業における施設維持管理等を同一業者に委託することで、委託料軽減に努めている。
その他の取組	-

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗状況を確認し、結果を基に5年を目安に見直しを行う。平成32年4月の地方公営企業法適用後に、法適化を踏まえた見直しを図る。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	97,351	98,825	101,484	102,927	102,419	102,109	105,717	105,339	104,918	104,600	104,275	104,096	
	(1)	営 業 収 益 (B)	32,011	35,820	35,810	35,097	34,721	34,345	33,986	33,592	33,179	32,857	32,534	32,354	
		ア 料 金 収 入	31,893	35,652	35,706	34,967	34,591	34,215	33,856	33,462	33,049	32,727	32,404	32,224	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	118	168	104	130	130	130	130	130	130	130	130	130	
	(2)	営 業 外 収 益	65,340	63,005	65,674	67,830	67,698	67,764	71,731	71,747	71,739	71,743	71,743	71,741	71,742
		ア 他 会 計 繰 入 金	64,300	60,912	64,107	66,000	66,000	66,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
		イ そ の 他	1,040	2,093	1,567	1,830	1,698	1,764	1,731	1,747	1,739	1,743	1,743	1,741	1,742
	2	総 費 用 (D)	53,356	67,926	66,100	61,591	66,085	65,375	59,190	58,489	57,772	57,041	56,309	55,616	
	(1)	営 業 費 用	43,054	59,092	57,203	53,393	58,600	58,600	53,100	53,100	53,100	53,100	53,100	53,100	53,100
		ア 職 員 給 与 費	8,051	8,408	8,510	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
		うち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	35,003	50,684	48,693	44,793	50,000	50,000	44,500	44,500	44,500	44,500	44,500	44,500	44,500
	(2)	営 業 外 費 用	10,302	8,834	8,897	8,198	7,485	6,775	6,090	5,389	4,672	3,941	3,209	2,516	
	ア 支 払 利 息	10,302	8,834	8,897	8,198	7,485	6,775	6,090	5,389	4,672	3,941	3,209	2,516		
	うち 一 時 借 入 金 利 息			63											
	イ そ の 他														
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	43,995	30,899	35,384	41,335	36,334	36,734	46,527	46,850	47,146	47,559	47,966	48,480		
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	70,834	29,783	95,371	3,370	39,870	306,870	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	(1)	地 方 債	46,500	12,350	53,500	2,500	22,000	153,000							
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	873	873	870	870	870	870	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	18,000	12,350	40,000		17,000	153,000							
	(6)	工 事 負 担 金	5,461	4,210	1,001										
	(7)	そ の 他													
	2	資 本 的 支 出 (G)	114,729	62,510	129,289	48,699	77,102	348,089	50,174	50,890	51,622	50,085	48,554	47,020	
	(1)	建 設 改 良 費	58,125	11,467	76,727		30,000	300,000							
		うち 職 員 給 与 費													
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	56,604	51,043	52,562	48,699	47,102	48,089	50,174	50,890	51,622	50,085	48,554	47,020	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 43,895	△ 32,727	△ 33,918	△ 45,329	△ 37,232	△ 41,219	△ 49,174	△ 49,890	△ 50,622	△ 49,085	△ 47,554	△ 46,020		

麻績村農業集落排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 麻績村

事 業 名 : 麻績村農業集落排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年(2004年)4月1日 (12年10か月)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	12.47人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(桑山処理区) ※平成27年度末に1地区(上井堀処理区)を特環に統合済		
処理場数	1施設(桑山アクアセンター) ※平成27年度末に1施設(上井堀アクアセンター)を廃止		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	-		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金に単一型従量料金を組み合わせた二部料金制を採用している。(基本料金+(従量料金*使用水量)) 1使用月につき 基本料金(税込) 1,070円(H29.4から1,100円) 従量料金(税込) 1m ³ あたり135円(H29.4から138円) ※算出例(使用量20m ³) 1070円+(20m ³ *135円)=3770円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	単一型従量料金制を採用している。 一時利用 1使用月 1m ³ あたり 200円				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,770円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,346円
	平成26年度	3,770円		平成26年度	4,269円
	平成27年度	3,770円		平成27年度	4,272円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名
事業運営組織	振興課内に水道事業及び下水道事業を所管する上下水道室を置いている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、トラブル発生時の応急対応等の運転管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	-
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	-

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙1のとおり

2. 経営の基本方針

- ①施設の整備、管理体制の充実、技術の向上に取り組み、施設の耐震化、長寿命化を進め効率的な施設更新に取り組む。
- ②生活環境の改善等「見える化」にこだわった広報活動の展開により、下水道接続率の向上に努める。
- ③効率的かつ効果的な事業運営を推進するため、事務事業の見直しや適正な職員配置に努める。
- ④災害発生時における危機管理体制を強化し、施設の機能維持・早期復旧に努める。
- ⑤コスト削減を徹底するとともに、民間事業者を育成し緊急時の対応に備える。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ①供用開始から12年が経過し、機器等の更新を視野に入れた投資計画の段階に入っている。オーバーホールやメンテナンスによる長寿命化を図る。
- ②管渠については耐用年数期間内であるため更新はしない見込み。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ①使用料金：直近5年間における人口並びに有収水量などから推計した。
- ②平成28年の農集統合により施設管理費等が削減されたが、同時に使用料収入も減となっている。
- ③繰入金：起債元利償還額、高資本対策分、分流式下水道に要する経費分、基準外繰入となる赤字補てん分を計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ①直近5年分の増減値より推計。
- ②起債元利償還金等は地区減少に係わらず変動ないため既往分の元利償還額を計上。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本計画内ではないが、将来的に特環へのつなぎ込についても考証していく。
投資の平準化に関する事項	-
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	-
その他の取組	-

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成29年度に、以前見送っていた消費税分(5%から8%)の改定を行う。その後事業の健全な経営を確保する水準となるよう適宜検証を行っていく。
資産活用による収入増加の取組について	-
その他の取組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設維持管理に関しては特環・農集両事業について同業者に維持管理を依頼することで、効率的な管理や指示事項の徹底が図られている
職員給与費に関する事項	現状最小限人数で運営している。この状態を維持していく。
動力費に関する事項	-
薬品費に関する事項	-
修繕費に関する事項	施設の経年劣化に伴う維持費の増加が懸念される。計画的・定期的な点検整備に尽力する
委託費に関する事項	特環・農集両事業における施設維持管理等を同一業者に委託することで、委託料軽減に努めている。
その他の取組	-

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗状況を確認し、結果を基に5年を目安に見直しを行う。平成32年4月の地方公営企業法適用後に、法適化を踏まえた見直しを図る。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	27,348	23,475	24,165	24,677	24,108	24,258	24,297	24,177	24,211	24,195	24,144	24,139	
		(1) 営 業 収 益 (B)	5,327	2,142	2,204	2,177	2,177	2,127	2,110	2,094	2,077	2,060	2,027	2,010
		ア 料 金 収 入	5,324	2,142	2,203	2,175	2,175	2,125	2,108	2,092	2,075	2,058	2,025	2,008
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	3	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		(2) 営 業 外 収 益	22,021	21,333	21,961	22,500	21,931	22,131	22,187	22,083	22,134	22,135	22,117	22,129
		ア 他 会 計 繰 入 金	22,021	21,333	21,961	22,500	21,931	22,131	22,187	22,083	22,134	22,135	22,117	22,129
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	7,234	4,451	4,357	5,054	4,325	4,280	4,251	3,981	3,862	3,721	3,540	3,400	
		(1) 営 業 費 用	4,722	2,083	2,134	2,980	2,399	2,504	2,628	2,510	2,547	2,562	2,540	2,550
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	4,722	2,083	2,134	2,980	2,399	2,504	2,628	2,510	2,547	2,562	2,540	2,550
		(2) 営 業 外 費 用	2,512	2,368	2,223	2,074	1,926	1,776	1,623	1,471	1,315	1,159	1,000	850
ア 支 払 利 息		2,512	2,368	2,223	2,074	1,926	1,776	1,623	1,471	1,315	1,159	1,000	850	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	20,114	19,024	19,808	19,623	19,783	19,978	20,047	20,196	20,348	20,474	20,604	20,739		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	300	1,000	931	900	944	925	923	930	926	926	928	500	
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	300	1,000	931	900	944	925	923	930	926	926	928	500
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	20,350	20,004	20,299	20,510	20,567	20,757	20,913	21,051	21,215	21,370	21,527	21,068	
		(1) 建 設 改 良 費	841	351	500	564	472	512	516	500	509	508	508	
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	19,509	19,653	19,799	19,946	20,095	20,245	20,397	20,551	20,706	20,862	21,021	20,560
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 20,050	△ 19,004	△ 19,368	△ 19,610	△ 19,623	△ 19,832	△ 19,990	△ 20,120	△ 20,289	△ 20,444	△ 20,599	△ 20,568		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	64	20	440	13	160	146	57	76	59	30	5	171
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	64	20	440	13	160	146	57	76	59	30	5	171
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 (N)-(O)	64	20	440	13	160	146	57	76	59	30	5	171
黒 字 (P)												
赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	102	97	100	99	99	99	99	99	99	98	98	101
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	5,327	2,142	2,204	2,177	2,177	2,127	2,110	2,094	2,077	2,060	2,027	2,010
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	332,539	312,886	293,087	273,141	253,046	232,801	212,404	191,853	171,147	150,285	129,264	108,704

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分												
収 益 的 収 支 分	22,021	21,333	21,961	22,500	21,931	22,131	22,187	22,083	22,134	22,135	22,117	22,129
うち基準内繰入金	22,021	21,333	21,961	22,500	21,931	22,131	22,187	22,083	22,134	22,135	22,117	22,129
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	300	1,000	931	900	944	925	923	930	926	926	928	500
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	300	1,000	931	900	944	925	923	930	926	926	928	500
合 計	22,321	22,333	22,892	23,400	22,875	23,056	23,110	23,014	23,060	23,061	23,045	22,629

麻績村特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 麻績村

事 業 名 : 麻績村特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年(1998年)3月26日 (18年11か月)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	15.38人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(麻績村内 聖高原別荘地内を除く)		
処理場数	-		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	-		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金に単一型従量料金を組み合わせた二部料金制を採用している。(基本料金+(従量料金*使用水量)) 1使用月につき 基本料金(税込) 1,070円(H29.4から1,100円) 従量料金(税込) 1m ³ あたり135円(H29.4から138円) ※算出例(使用量20m ³) 1070円+(20m ³ *135円)=3770円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	-				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,770円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,313円
	平成26年度	3,770円		平成26年度	4,100円
	平成27年度	3,770円		平成27年度	4,061円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名
事業運営組織	振興課内に水道事業及び下水道事業を所管する上下水道室を置いている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	設置浄化槽の巡回監視、点検整備、清掃、トラブル発生時の応急対応、修繕等の管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	-
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	-

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙1のとおり

2. 経営の基本方針

- ①施設の整備、管理体制の充実、技術の向上に取り組む。
- ②生活環境の改善等「見える化」にこだわった広報活動の展開により、下水道接続率の向上に努める。
- ③効率的かつ効果的な事業運営を推進するため、事務事業の見直しや適正な職員配置に努める。
- ④災害発生時における危機管理体制を強化し、施設の機能維持・早期復旧に努める。
- ⑤コスト削減を徹底するとともに、民間事業者を育成し緊急時の対応に備える。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ①事業完了から10年が経過し、機器等の経年劣化による整備・更新が増加している。効率的な更新のため維持費等の計画的運用を図る。
- ②浄化槽本体については耐用年数期間内であるため更新はしない見込み。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ①使用料金:直近5年間における使用人口並びに有収水量などから推計した。
- ②繰入金:起債元利償還額、基準外繰入となる赤字補てん分を計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ①直近5年分の増減値より推計。
- ②起債元利償還金等は既往分の元利償還額を計上。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	-
投資の平準化に関する事項	-
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	-
その他の取組	事業的に完了しており、当時の希望者全員のつなぎ込は完了している。今後は未設置世帯に対する勧誘を強化していく

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成29年度に、以前見送っていた消費税分(5%から8%)の改定を行う。その後事業の健全な経営を確保する水準となるよう適宜検証を行っていく。
資産活用による収入増加の取組について	-
その他の取組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	設置、施工管理、維持管理を同一業者に委託することで、管理費等の効率化を図っている。
職員給与費に関する事項	現状最小限人数で運営している。この状態を維持していく。
動力費に関する事項	-
薬品費に関する事項	-
修繕費に関する事項	施設の経年劣化に伴う維持費の増加が懸念される。計画的・定期的な点検整備に尽力する
委託費に関する事項	-
その他の取組	-

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗状況を確認し、結果を基に5年を目安に見直しを行う。平成32年4月の地方公営企業法適用後に、法適化を踏まえた見直しを図る。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	11,779	11,895	16,282	12,766	13,098	12,832	12,698	12,582	12,541	12,463	12,403	12,334	
		(1) 営 業 収 益 (B)	5,289	5,405	5,780	5,266	5,198	5,132	4,898	4,832	4,766	4,700	4,634	4,568
		ア 料 金 収 入	5,286	5,402	5,777	5,263	5,195	5,129	4,895	4,829	4,763	4,697	4,631	4,565
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		(2) 営 業 外 収 益	6,490	6,490	10,502	7,500	7,900	7,700	7,800	7,750	7,775	7,763	7,769	7,766
		ア 他 会 計 繰 入 金	6,490	6,490	10,502	7,500	7,900	7,700	7,800	7,750	7,775	7,763	7,769	7,766
		イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	7,867	10,288	11,377	9,666	10,332	10,357	10,023	10,144	10,081	9,987	9,973	9,916	
		(1) 営 業 費 用	6,844	9,514	10,660	9,006	9,727	9,798	9,510	9,678	9,662	9,617	9,652	9,644
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	6,844	9,514	10,660	9,006	9,727	9,798	9,510	9,678	9,662	9,617	9,652	9,644
		(2) 営 業 外 費 用	1,023	774	717	660	605	559	513	466	419	370	321	272
ア 支 払 利 息		1,023	774	717	660	605	559	513	466	419	370	321	272	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,912	1,607	4,905	3,100	2,766	2,475	2,675	2,438	2,460	2,476	2,430	2,418		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,625	4,100	2,200	2,997	2,630	2,930	2,852	3,030	3,030	3,130	3,230	3,230	
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	2,500	4,100	2,000	2,867	2,500	2,800	2,722	2,900	2,900	3,000	3,100	3,100
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金	125		200	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	6,471	5,616	6,874	6,002	5,303	5,348	5,379	5,437	5,482	5,527	5,580	5,627	
		(1) 建 設 改 良 費	1,004		1,200	1,102	1,151	1,151	1,135	1,146	1,144	1,141	1,144	1,143
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	5,467	5,616	5,674	4,900	4,152	4,197	4,244	4,291	4,338	4,386	4,436	4,484
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,846	△ 1,516	△ 4,674	△ 3,005	△ 2,673	△ 2,418	△ 2,526	△ 2,407	△ 2,452	△ 2,397	△ 2,350	△ 2,397		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38			
				(E)+(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	(P)	(Q)	(B)-(C)	(R)	(S)	(T)
収支再差引	(E)+(I)	(J)	66	91	231	95	93	57	148	31	8	78	80	21		
積立金	(K)															
前年度からの繰越金	(L)															
前年度繰上充用金	(M)															
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	66	91	231	95	93	57	148	31	8	78	80	21		
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)															
実質収支	(N)-(O)	(P)	66	91	231	95	93	57	148	31	8	78	80	21		
赤字	(Q)															
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$															
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		88	75	95	88	90	88	89	87	87	87	86	86		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)															
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	5,289	5,405	5,780	5,266	5,198	5,132	4,898	4,832	4,766	4,700	4,634	4,568		
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$															
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$															
他会計借入金残高	(W)															
地方債残高	(X)		75,238	69,622	63,948	59,048	54,896	50,699	46,455	42,164	37,826	33,440	29,004	24,520		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度									
収益的収支分		6,490	6,490	10,502	7,500	7,900	7,700	7,800	7,750	7,775	7,763	7,769	7,766
うち基準内繰入金		6,490	6,490	10,502	7,500	7,900	7,700	7,800	7,750	7,775	7,763	7,769	7,766
うち基準外繰入金													
資本的収支分		2,500	4,100	2,000	2,867	2,500	2,800	2,722	2,900	2,900	3,000	3,100	3,100
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		2,500	4,100	2,000	2,867	2,500	2,800	2,722	2,900	2,900	3,000	3,100	3,100
合計		8,990	10,590	12,502	10,367	10,400	10,500	10,522	10,650	10,675	10,763	10,869	10,866